

# 高齢社会の財源としての消費税増税

櫻井 良治

静岡大学名誉教授

## 税制の国際化と日本の消費税の出遅れ

### 【税制の国際的な協調】

近年では、各国の生産・流通・消費等の経済活動が国境を越えて緊密に交わり、人や資本の低税率国への移動傾向を防止するため、各国の税制も均質化傾向にある。

「所得課税」は、経済活動に大きな影響を与える。一国の課税強化は、国外への企業の資本逃避や高所得者の資産逃避を招くため、世界各国が協調して課税する傾向がある。

法人税は、企業の経済活動を妨げない20%程度が世界標準である。所得税の最高税率は、勤労意欲を損なわないように、西欧先進諸国では50%程度、北欧社会福祉国家では70%程度と均質化している。

「資産課税」の代表である相続税等の実施如何は各国の選択に委ねられるが、過度な税率を設定すると、人や財産が低税率国に移動するため、か

えて徴税額が減少する傾向にある。

「消費課税」の代表である付加価値税（消費税）についても、同様である。国境でつながるEU諸国では、EU指令の最低税率は15%だが、実質は20%—25%以上が主流となっている。ギリシャのように税収不足から財政破綻する国が生じると、EU諸国の経済全体が打撃をこうむるからである。また、税率が低い国があれば、国境を越えて消費者が移動して、高税率国における消費が減るからである。

### 【「所得、消費、資産」三税源の均衡 多様な経済活動に課税】

社会保障費が膨張する今日では、政府の様々な政策を遂行するために、豊富な財源が求められる。経済社会が複雑に発展した現代では、多様な経済活動から様々な租税を徴収する必要性に迫られている。

個人や企業が所得を稼ぎ、消費して、資産を形成するという、多様な場面に租税負担を分散して租税を課す必要が生じている。様々な経済活動を阻害しないように、経済活動に対して「公平、簡素、中立」の理念から租税が徴収されている。

### 【成長鈍化と高齢化 社会保障財源の徴税方法の変遷】

近年の日本では、1990年代初頭のバブル経済の崩壊以降の20年余りの間に、少子高齢化が世

#### さくらい りょうじ

東京大学博士課程（修士・博士一貫制の第二種博士課程）。同志社大学文学士、大阪市立大学経済学士。専門分野は、経済学（財政学、租税論）。

沖縄大学法経学部専任講師、同助教授、静岡大学法経短期大学部助教授を経て、静岡大学人文学部助教授、同教授を務め、2017年3月退任。

**【「所得・消費・資産の代表的な税目一覧】**

**国 税**

**地方税**

**所得課税(所得税、法人税)**

**(所得割、法人税割)**

⇒ 経済活動による企業利益や個人所得に課税

(課税強化する場合は、経済成長による企業収益と個人所得の拡大が前提となる)

**消費課税(消費税、個別間接税)**

**(地方消費税)**

⇒ 全所得階層、全世代が、消費活動の大きさに応じて負担

(高所得者ほど、消費額と消費税負担額が大きい)

**資産課税(相続税、贈与税)**

⇒ 高齢者が、死亡時や住宅、教育資金贈与時に「実質上の負担」をする

(相続税の納税義務者は、財産を相続した子孫等の「相続人」である)

界の先進国に先駆けて進展してきた。その対策として、政府資金の補助により、高齢化社会に備えた社会保障制度を充実させてきた。年金保険、医療保険から介護保険制度[2000(平成12)年施行]に至るまで、欧米先進国の福祉国家並みの社会保険制度が充実してきた。

ただし、政府の財源不足のため、少子化対策として、保育園充実等の子育て支援策や、高等教育の奨学金支援等の課題は、今だ不十分な状態が続いている。

1960年代以降の高度成長期や70年代以降の安定成長期には、企業活動の活発さに支えられて企業収益や個人所得が伸びたため、個人や企業に対する所得課税中心の税体系であった。

ところが1980年代の安定成長期には、経済の成長力が衰えたため、従来の所得税に代わる新たな税制が求められた。西欧先進国並みの社会保障の充実とそのため財源を消費税で調達する必要性に迫られた。そこで、政府、財務省の主導で、消費税導入を目指した税制論議が始まった。それ以降、「所得・消費・資産の課税の均衡」という標語が主張され続けてきた。

政府は、1989(平成元年)年の消費税導入時期とその準備段階の時期には、大型間接税増税の理念として、「所得・消費・資産の課税の均衡」という標

語の普及を目指した。

2000年代には、人口の高齢化が始まったため、医療、年金、介護等の高齢化対策の社会保障財源としての消費税の増税が求められた。2010年代には、高齢化社会の到来が現実になり、高齢者も負担する社会保障財源として、消費税増税が目指された。

高齢化社会では、企業や個人の所得の伸びが鈍化するため、従来の所得課税だけでは頼れない。そのため、従来の企業の成長力と若年層の勤労だけに頼る所得課税中心主義の見直しが求められた。

**【EU加盟先進国の付加価値税:高齢化の福祉財源を調達】**

第二次大戦後、西欧のEU諸国を中心として、世界の先進各国では、年金、医療、介護等の社会保障制度が充実してきた。その財源は、保険料と租税の二つで支えられている。租税の大半が、大型間接税である付加価値税(消費税)によって徴収されている。

EU各国の付加価値税率は、「EU指令」によって、「標準税率の統一税率が15%以上」と定められている。食料品等の「軽減税率ですら、10%以上」と定められ、それが厳守されている。

実際の課税状況を見ると、西欧諸国の標準税率

は20%程度、北欧福祉国家の標準税率は25%程度となっている。

世界一急速に高齢化が進み、しかも政府債務1,093兆円（平成29年度予算）を抱える日本だけが、どうして8～10%の低税率で西欧並みの社会保障制度を維持できるだろうか。

日本は他の先進国に先駆けて、高齢化社会が急速に進む課題先進国となっている。近年の高齢化の進展を背景として、日本はすでに介護保険制度をはじめ、一部は北欧社会福祉国家並みの社会福祉制度が定着しており、もはや後戻りできない状況にある。

戦前、戦後の政府の努力によって、全国民の加入を原則とする医療、年金、介護保険制度等、福祉先進国の制度が実施されている。欠けているのはそれらの制度を支える財源だけである。

### 【消費税の使途 国と地方への配分状況】

財務省資料<sup>1</sup>には、「消費税の使途（平成29年度予算）が示されている。消費税全体8%（国+地方）の総税収は、21.7兆円である。そのうち、国の消費税分が6.3%（17.1兆円）、地方の消費税分が1.7%（4.6兆円）と分けられる。その結果、国の取り分は78.8%、地方のそれは21.2%となる。（国8割弱：地方2割強となる）

国の消費税17.1兆円のうち、13.3兆円のみが、国の社会保障費として支出される。残りの3.8兆円は、地方交付税として地方の財源として支出される。

そうすると、国の財源となる純粋な税収は13.3兆円、地方の税収の合計は[地方消費税4.6兆円+3.8兆円=8.4兆円]となる。その結果、国の取り分は61.3%、地方のそれは38.7%となる。（国6割：地方4割となる）

国の消費税は、「社会保障4経費」（年金、医療、介護、子ども、子育て支援）に限定して支出される建前になっている。

財務省資料「消費税の社会保障財源化」（平成29年度予算）には、平成29年度の国の社会保障支出の内訳が、示されている。国の消費税（地方交付

税配分の残り）13.3兆円のほとんどが、年金12.1兆円に充当される計算になる。医療11.5兆円、介護3兆円、子供・子育て支援2.1兆円は、その他の税収や公債発行資金で賄われるため、財源が大きく不足している。

### 【増税抑制分の先行支出による累積債務の増大】

日本の財政にはEUのような財政規律がない。そのため、歴代政権は競って、選挙票目当てで、国民への「財源なきサービス合戦」を行ってきた。財源なき社会保障費の増大が長期債務増大の悲劇をもたらした。消費税の低税率時代が続き、不足分の税収は次世代の国民が返済すべき債務負担となつてのしかかっている。

つまりこの間に、消費税増税を抑制し続けた結果、増税がもたらすはずの税収を先取りする形で、社会保障支出を先行的に拡大してきた。

EU加盟国等の先進国の中で、20%程度への消費税増税を回避して高度な社会保障を達成した国は世界中どこにもない。日本の社会保障水準は、近い将来の20%程度の消費税増税を組み込んで実施されていると見るべきである。それに長期債務の返済分10%程度が加わると、遠からず30%程度の消費税率は必須となっている。

### 【年金財源 高齢者が日常の消費税負担 長期的には一部相続税で負担】

高齢者が少ない時代には、所得税に頼る徴税方法でまかなえた。現在の高齢者も若年時代には、多額の所得税を納税してきたのだから、現在の勤労世代が負担する所得税から年金を受け取る権利を有するため、年金受給に不都合はない。

しかし、現在の膨張する政府の年金経費の調達を考えると、若年勤労階層が多く負担する所得税だけではまかなえない。高齢化社会が進むと、高齢者は退職して、わずかな年金から少額の所得税を負担する人が多くなる。年金財源を消費税で徴収すれば、増大する高齢者からも少しずつ徴収できるため、高齢化社会における合理的な資金調達方法である。

相続税の大半は、高齢者が負担している。長期的に見ると、近年の相続税改革によって、可能な限り課税が強化されている。平成27年（2015年）1月から、相続税の基礎控除が6割に縮小され、課税対象となる人が増えた。相続税の課税対象者は、それまでの高額資産家から一般の庶民に一挙に広がった。これによって、小規模資産や大都市の住宅の大半が課税されるため、多数の高齢者が課税対象者となった。

そうすると、現在の年金財源の一部は高齢者の生前は長期債務によって賄われ、死後は多額の相続税で納税するという資金循環ができつつある。ただし、死亡時に一回だけ課税される相続税よりも、日々負担される消費税でまかなわれる部分の方が大きい。

## 安倍政権は民主党の犠牲で「増税負担」を逃れて楽々と延命

### 【歴代内閣は「消費増税負債」 増税公約と実施が重荷】

1989（平成元）年の消費税導入以来、野党の主張する「消費税不公平論」が国民の間にすっかり定着してしまった。消費税導入後も、歴代政権は消費税増税決定や実施をするたびに、退陣に追い込まれてきた。逆に、消費税増税の責任を果たさない政権は、延命を続けてきた<sup>2</sup>。消費税増税をランプのババ抜きに例えると、消費税増税を引き当てた側が不利になる。

日本の財政には、政府債務を抑制するための財政基準を設けた法制度がない。消費税導入以後の各政権は、できるだけ「増税責任」を回避して、政府債務の返済を先送りすることで、存続してきた。さらに、すでに決定した増税日程を延期することで、国民の支持を増して延命してきた。

### 【民主党政権 ぎりぎりで「増税公約」を果たす<sup>3</sup>】

民主党政権には、旧社会党系の所得税中心の再分配主義の影響が残っていた。消費税増税問

題の取り扱いは、政権のアキレス腱となり、長年増税の責務が重くのしかかってきた。歴代民主党政権は、管一野田と首相が続いた時期に、この「増税責任」をぎりぎりの時期の党内合意によって果たした。ここでは、当時の増税の必須通過点と見なされた消費税8%、10%への増税公約を法制化することで、将来の増税責任が果たされた。

### 【安倍政権 「増税責任」を逃れ、しかも合計4年間の「先送り」で支持拡大】

その後の自民党・安倍政権に交代すると、事態は急変した<sup>4</sup>。安倍政権は、「増税公約」という最大の困難を前民主党政権に引き受けさせて容易な船出をした。安倍政権の持続は、民主党政権の「増税責任」の履行という犠牲の下になされた。安倍政権は、2014年4月には、民主党政権時代に決定した通りに、消費税率を8%に引き上げた。

ところが、(1) 2015年10月には、税率10%への引上げを1年半延期した。さらに、(2) 2016年6月には、2年半延期した。その結果、2019年10月の増税予定に代わった。（合計4年間の遅れをもたらした。）延期の理由は「景気後退への懸念」だったが、説得性はなかった。

安倍政権初期の景気は絶好調で、アベノミックスの金融緩和によるバブルが心配される時期だった。景気過熱を落ち着かせる手段として、増税は絶好のチャンスだった。野党勢力は、この安倍政権の最大の失政をもっと強く批判すべきだった。

欧米先進国を見ると、どの国も付加価値税の導入と増税によって、高齢化時代の福祉財源を拡充してきた。増税によって景気が長期的に立ち直れないほどの不況に陥った事例を聞かない。

安倍政権は、景気が安定していても、今後もこの理屈で「増税責任」を見送り続けるのだろうか。日本の巨額な財政赤字が今後も雪だるま式に増大すれば、政府債務が返済不履行のデフォルトとなり、日本国債が世界経済の信任を失って長期不況に陥る可能性が高い。

## 政府自身が消費税の公平性を理解していない

### 【政府、財務省が消費税の公平性（垂直的公平）についての説明責任を誤る】

社会に行き渡った強固な常識ほど、一度は疑ってみる価値がある。「消費税は不公平」だという常識もその一つである。世界中で日本だけで、これが常識として広まった。一度広まった誤解を訂正するのは、容易ではない。

上辺だけの「公平性」説明では、国民に理解されない。消費税増税がしばしば頓挫したのは、その公平性について、政府、財務省が国民に対する説明責任を果たせなかったからである。

「税の公平<sup>5</sup>」概念には、多様な要素が含まれる。しかし、消費税に対する反対運動では、税金は高所得者や資産家が負担すべきだとする「垂直的公平」だけが問題になってきた。この観点から、「消費税の負担(率)は低所得者に重い」として、反対運動を盛り上げた。

それに対して、消費税導入と増税時の政府説明では、消費税の「公平、簡素、中立」という三項目が強調された。特に、「消費税は広く薄く課税されるため、資源配分に中立的」という点が強調された。

政府は、「所得税と違って、消費税は税の補足率が高いため公平」という点を強調した。これは、「消費税は国民全員が負担し、所得税のように特権的な高所得者が様々な手段を使って節税、又は脱税できない」という意味の「水平的公平」を意味していた。

それに対して、野党が主張する「不公平」は、「低所得者の負担や負担感が重い」といいう垂直的公平論であった。二つの議論は食い違って、平行線をたどり続けた。そこで政府、財務省は、「タックス・ミックス」という概念を用いて、「水平的」に公平な消費税が「垂直的」に公平な所得税を補完できるため、全体として公平性が高まるという説明をした。

野党が国民を巻き込んだ猛反対運動の中でさえ、政府、財務省は、食料品も含めた「単一税率」と

いう、西欧諸国にも少ない「完全無欠な消費税制度」を導入したため、国民の反感を強める結果となった。野党の反増税運動や国民の消費税への反感、与党に不利な政治情勢を考慮すると、適切な増税方法だったのか、疑問が残る。

### 【政府、財務省、国税庁による「転嫁の統制」市場機能の基本を理解していない】

日々の買い物等の消費生活を体験したことのない国会議員や高級官僚には、消費税の課税の実態が全く分かっていない。その最たる事例が、消費税の「転嫁」を統制できると考えた点である。

仮に首相や財務大臣が独裁者であっても、市場経済の統制はできない。百歩譲って、統制できたとしても、悪影響しか残らない。遡れば、世界一金融市場経済が発展した江戸時代の大阪堂島の米相場は、絶対権力の幕府でさえ統制できなかった。(人類規模の社会主義の壮大な実験は、市場経済の統制が国民経済と生活の破壊という悲惨な結果をもたらすことを示した。)

政府、財務省、国税庁の消費税増税関連施策を見ると、経済学の基本となるミクロ経済学の基本を全く理解していない<sup>6</sup>。2014年4月に、消費税率が従来の5%から8%にアップした。その数年前から財務省と国税庁は、「消費税額が最終負担者であるべき消費者に転嫁されるように監視する」と宣言した。

そう宣言した名目上の理由は、大規模な小売店や製造会社が、「仕入れに含まれる消費税」を値切ることで、製造業者への転嫁(後転)を禁止するためであった。各流通過程の付加価値に課税された消費税が転嫁(前転)されるべき消費税体系が崩壊することを警戒したのである。

その理由の一つは、導入時に「消費税」と銘銘した趣旨と同様に、「納税義務者である事業者の負担した税が容易に転嫁(前転)される」と説明することで、事業者からの徴税をスムーズにするためであろう。しかしこれは、市場経済の需給関係の鉄の法則を全く理解しない統制経済の考え方である。

そこには、「大規模スーパー等価格支配力のあ

る巨大資本から零細な食品製造業者への税の転嫁(後転)を防ぐ」という大義名分があった。しかし、「零細な小規模スーパーが大手食品メーカーから仕入れる場合、スーパーが不利になる」という反対事例は無視されている。

財務省は全国に「消費税監視Gメン」を雇って、消費税転嫁を監視して、販売業者が消費税を負担する「消費税還元セールを禁止する」と宣言した。

戦時経済統制でもないのに、どうして商品価格を統制できるだろうか。(戦後の物資不足時代の経済統制は、少ない食糧を国民に平等に配分するために必要だったと思える、しかし実際には「闇市」という市場経済が登場して、物資不足を補って国民生活を救った。)

### 【低所得者ほど廉価販売を利用できる 消費税負担額は少ない】

自由市場経済では、商品の販売者は売り上げ数量をふやすことで利益、つまり「販売者余剰」の最大化を追求する。廉価販売によって消費税を自己負担する「消費税還元セール」は、販売数量拡大のための最善の手段である。他方消費者は、できるだけ良質で安価な商品を購入することで、商品購入のメリット、つまり「消費者余剰」の最大化を追及する。

税の納税義務者が他の経済主体に税負担を移転することを「税の転嫁<sup>7</sup>」という。「間接税の転嫁論は、長年ミクロ経済学の研究課題であり難問である。

自由市場経済の中では、同様の商品でも、小売店の立地条件や季節、時間帯等で、価格が異なる。安売りセールでなく常態販売でも、全く同じ一流メーカー製造の醤油1リットルが、高級スーパーの300円から、業務用卸売り価格店スーパーやアウトレット店の目玉商品100円まで、3倍の価格差がある。

その中で、高所得者は値段を気にせず、デパートや高級スーパー、専門店等の高級店で購入する。他方、低所得者ほど廉価販売等の安売り商品を見つけて購入する努力をする。

### 【低所得者は廉価購入 所得階層ごとの買い物コスト 「機会費用」は異なる】

商品購入活動に費やす時間価値の「機会費用」を考慮すれば、この傾向はますます強まる。所得階層で消費の「機会費用<sup>8</sup>」が異なる。低所得者は財布の中身は薄いですが、その分だけ買い物に多くの時間を使える。

他方、高所得者は、買い物に費やせる時間が限られているため、会社の近くや通勤途中の都心のターミナル駅の名店街やデパート、高級スーパー等で、高額商品を手早く購入して、帰宅する。それに対して、低所得者や主婦は、時間コストが低いため、家から多少遠くても、地域に根ざした安売りスーパーやアウトレット店等で購入する。

低所得者は、各スーパーの目玉商品、例えば「コロッケ一個30円」等をあちこちで買い求めれば、食費は無限に下げることができる。

低所得者ほど、廉価販売の恩恵が大きい。スーパーでは、閉店間近の2～3時間の間に、生鮮食品を徐々に割引いて、最後は半額程度で売りつくす。夕食時間の午後6時を過ぎると、賞味期限の範囲内で、惣菜や刺身、弁当、寿司等を一挙に半額の値札をつけて売り尽くす。

安売り商品の登場は、季節や天候、年中行事、イベント等によって異なる。売り尽くしにかかる時間も短いため、スーパーの中で長時間待機しないと安売り商品を買うことはできない。所得が低い階層ほど、時間の犠牲を感じないため、より長時間待機することが可能になる。

夕食時間を1時間程度遅らせれば、食費が一挙に安くなる。夕食を遅らせる「機会費用」(犠牲コスト)は、低所得者の方が安くつく。

以上のように、市場経済の中の買い物では、同様の商品でも、低所得者ほど支出額が少ないため、消費税の負担額も少なくなる。高齢者、特に定年退職後に仕事のない高齢者は、ショッピング等にかかる「機会費用」が極小のため、廉価販売が利用可能になる。

消費税批判の根拠となってきたのは、「低所得者の家計に占める消費税負担率は高所得者のそれよ

りも高い」という「逆進性」を示す家計消費統計である。以上の論拠に照らせば、当然この統計の根拠が怪しくなってくる。

### **【消費税反対の唯一の根拠「逆進性」実社会に満ち溢れている】**

消費税導入、増税に反対する野党が持ち出した唯一の根拠は、「逆進性<sup>9</sup>」問題であった。これは、消費税の「階層別負担構造」を見ると、低所得者の負担が重くなるという問題である。つまり、「給与総額に占める「消費税負担額」、つまり消費税負担率が低所得階層ほど高くなることを意味する。

これは全階層が所得の多寡にかかわらずに公租公課等を負担する場合、必ず発生する現象である。大型間接税であれ、個別間接税であれ、間接税には必ずつきまとう問題である。

「逆進性」は、消費税に固有の問題ではない。酒税やタバコ税、揮発油税等の間接税も同様である。住民税(均等割り)、自動車税、固定資産税等の租税公課や、医療、介護、年金等の社会保険負担にもつきまとう現象である。市場経済での選択的な消費活動の結果負担する消費税の「逆進性」の度合い(逆進率)は、間接税等のその他の租税公課等よりも低い。

所得の多寡に応じた累進的な負担構造にしない限り、マンションの管理費であれ、町内会費であれ、すべて「逆進的」負担構造になる。

所得税や相続税等の累進的な税率構造の課税なら、所得階層別負担構造も「累進的」になる場合がある。ただし、所得階層の格差以上に累進度を強めた場合に限って、逆進的な租税負担構造になるという条件付である。

### **【消費税 納税者は事業者(販売者) 最終負担者は市場で決まる】**

消費税の税法上の納税義務者は事業者(商品なら販売業者)である。他方、税の最終負担者は、商品代金の最終支払い者、つまり消費者と考えられている。

しかし実際の最終負担者は、一義的には決まら

ない。市場の需給関係や価格支配力、販売戦略等によって、事業者と消費者が分担して税を負担している。

事業者は、販売額増大によって販売利益を最大化することが目標である。消費税を全額負担しても、利益が最大化すれば、全く問題はない。

「消費税還元セール<sup>10</sup>」では、事業者が消費税を負担する。

「100円均一ショップ」では、販売戦略として「還元セール」を頻繁に開催する。その事例では、現行税率8%を仮定すると、商品購入者は定価販売で予定された8円の消費税額を負担しないことだけは確かである。(ただし、どこまで廉価販売が進んでも、廉価販売商品の価格に応じて、[商品価格100円×8/108=7.4円]として計算される消費税が課税される、という理屈に変わりはない。)

原則上、税法上の消費税の納税義務者は商品を販売する事業者だが、実際の税の負担者は商品の購入者とされる。しかし、税が実際に転嫁できるかどうかは市場経済の需給関係の強さで決まる。税の実際の負担者が誰になるかは、市場の需給の強さに委ねられる。

市場の需給関係の中でこそ消費税の公平性が達成される。そこでは、低所得者は「消費税の転嫁がない格安商品」を探して、自由に買い求めることができる。市場経済に委ねれば、納税額のうち、低所得者ほど税の転嫁割合は少なく、高所得者への税の転嫁割合は大きくなる。

### **【迷走した「消費税」名称の問題】**

この税の名称が「消費税」と決まる前には、様々な名称で様々な形態の間接税の導入が目指された<sup>11</sup>。世界でもまれな「消費税」という名称を冠した理由は、日本に特有の消費税反対感情を抑制して税の導入や増税をし易くするためだろう。消費税の納税義務者である事業者の納税がなければ、課税は一步も進まないからである。

日本の消費税は、EU型付加価値税と基本は同じ構造の税制である。製造—卸—小売の各段階で発生した利益(付加価値)に少しずつ課税される点

で、同じ課税システムの税である。主として、複数税率とそれに対応した「インボイス制度」が採用されていないことだけが異なる。

「消費税」という名称は、あたかもこの税が「消費段階」を中心に課税され、「消費者」が最終負担者となるという印象を与える。この名称がもたらす誤解が、消費税増税をますます困難にしている。消費税は、EU諸国の付加価値税と同様に、事業の各段階で生じた「付加価値」に課税される。納税義務者は、製造業者や販売業者等の「事業者」である。最終負担者が誰になるかは、経済理論上も不透明であり、想像の域を超えていない。

## 効果的な所得再分配は「税」でなく「社会保障」で達成される<sup>12</sup>

### 【消費税不公平論は「再分配イデオロギー」<sup>13</sup>による】

「再分配」とは、政府が実施する施策の一つである。市場経済の中での所得を稼ぐ能力に格差があるため、市場の「分配」には極端な不平等が生じやすい。これを是正する政府の方策として、(1)税制と(2)社会保障の二つの方法がある。

「再分配イデオロギー」とは、市場経済における給与の「分配」から生じた不平等を政府の財政政策で修正する思想である。高所得者から低所得者への所得の再分配を至上の政策命題と考える。その手段として、税制、特に所得税の高所得者に適用される最高税率の極限までの引き上げを主張する。

実際に日本の所得税率の推移を見ると、最高税率は、1984(昭和59)年～1986(昭和61)年の間に適用された最高税率(国税)70%+住民税18%=88%であった。所得税の税率のきざみは、15段階もあった。所得の9割程度を課税するという不思議な税制であり、「社会主義的平等」を達成する税制と呼ばれた<sup>14</sup>(社会主義の目標理念は「分配の平等」であったが、筆者の実際の見聞に照らしても、実際に平等であったという証拠は全くない。)

### 【税制による再分配政策 所得税中心主義の問題点】

戦後の経済成長期等には、所得税の課税強化が果たした公平感の達成効果は大きかった。しかし所得税は累進課税であるため、高所得者の負担だけが突出して高い。高所得者の人数は極めて少ないため、課税を強化しても選挙票はあまり減らない。そのため、選挙対策から見れば、高所得者の負担増は、合理的である。

しかし高額所得者の人数は少ないため、国民の社会保障を支えるほどの大きな税収にはならない。仮に所得税の累進性の急峻化による増税政策を追求するにしても、消費税の増税策と並存可能であり、矛盾するものではない。

### 【税制による再分配効果は社会保障のそれよりも遥かに少ない】

税制による再分配効果は、社会保障による再分配効果に比べると、微々たるものである<sup>15</sup>。厚生省資料によれば、「社会保障による改善度26.6に対して、「税による改善度」3.7に過ぎない。「改善度」とは、当初の不平等な所得が政府施策によって平等化した度合いを示す。経済学者にとって、この事実は周知のことである。

かつて社会主義的な野党が主張したように90%の急峻な累進税率による所得税を徴収しても、再分配効果は高くない。その理由は、高額所得者数が少ないため、そこからの所得税収入も少ないからである。

所得税中心主義であれ、税制を利用して所得再分配を実施する政策そのものに限界がある。

所得税であれ消費税であれ、増税してその財源を社会保障として国民のため支出することが、最も所得再分配効果を高めるとことになる。税による徴収は再分配の前段階に過ぎない。この財源を社会保障によって低所得層に厚く配分することで、所得再分配は完結する。

### 【消費税等 すべての租税は高所得者が多く負担する】

世界中のどこに行っても、低所得者の方が多く支払うような税は存在しない。消費税の場合、自分の消費できる担税力を超えて消費できる人はいない。買い物の予算が少ない人ほど、購入品の価格に敏感になるため、低価格商品を探して、効率的な消費生活をおくる。

すべての租税は、担税力つまり負担能力のある人や組織が支払う。消費税も同じである。すべての人は、自分の購買力に合った消費をする。高所得者ほど、消費税額の多くを負担している。元々、租税による再分配効果は低いのだから、租税の徴収の税目やその累進税率の急峻化による再分配で公平を競っても限界がある。

租税が、所得税のように高所得者が累進的に負担する税であれ、消費税のように全所得階層が負担する税であれ、再分配における相違は少ない。

## 日本の消費税の現状と増税見通し 「食料品軽減税率制度」の導入

### 【累積債務の返済資金を加算すると 近い将来30%程度は必要】

日本の消費税は、1989（平成元）年の導入以来、30年間にわたって20%程度の必須の増税課題を見送ってきた。増税が遅れて生じた税収不足分の中で支出した社会保障経費等が、長期債務として蓄積してきた。

2017年度末の国と地方の長期債務を足した1,093兆円の大半は、社会保障財源として支出されている。この累積債務の返済分も考慮すると、30%程度の増税は必須となる。

累積債務増大のもたらす最大の問題は、「財政の硬直化」である。これは、過去の債務の返済に追われて、臨機応変な全世代向けの裁量的な社会保障政策等の裁量的な政策が実施できなくなることを意味する。国債の利子率が低いからといって、安心できる状況ではない。

### 【消費税増税の三つの役割<sup>16)</sup>】

- ・ 社会保障財源の充実 ⇒ 歳出面も含めた本格的な「所得再分配」
- ・ 政府債務の返済（前世代の高齢者等のための「過去の社会保障財源」の返済）
- ・ 震災復興（近年の大規模災害の対策と同時に今後の災害にも備える）

### 【10%増税時 「食料品軽減税率」による複数税率導入の可能性】

食料品を軽減又は非課税にしても、公平性が増す割合はきわめて小さい。食料品購入から調達される消費税も高所得者が多く負担するため、高所得者の方が多くの恩恵をこうむるからである<sup>17)</sup>。

「既定の10%への増税」という目標は、欧米先進国の半分程度の税率水準である。この世界最低水準の消費税増税も、安倍政権の景気対策優先政策の犠牲になって、実現の目処が立たない。

それなら、与党の一翼として支える公明党が一貫して主張している複数税率導入による「食料品課税軽減制度」も、一般国民への理解の促進という観点から、増税の途を切り開く有力な方策になるのではないか。

消費税分の価格上昇によって極貧層の生活が困難になるという考え方の背景には、絶対的な窮乏化を前提とした極端な「格差社会論」がある。「食料品課税軽減」によって消費税の公平化を図るという考え方の背景には、低所得者の家計には、食料品等の生活必需品が消費の大半を占めるという前提がある。その考え方の根底には、「低所得者の家計に占める食費の割合は極端に高い」というエンゲル係数の誤認がある。

「エンゲル係数」とは、低所得者ほど「所得に占める食料品支出の割合」が高いという統計に基づく理論である。食料品の軽減税率制度の導入は、この係数に基づいている。現代の豊かで多様な消費生活では、所得の多寡による多少の高低はあるが、全階層で「所得に占める食料品支出の割合」は20%強と平準化している。また一概に食生活といっても、副食品やお菓子等、必需品以外の占める割合が増加してい

る。また外食による支出額が増加傾向にある。

### 【消費税は元々公平 複数税率は必須ではない】

実際には、消費税を複数税率にしても、「逆進性<sup>18</sup>」をめぐる不公平を緩和する効果は乏しい。その理由は、食料品等を軽減、又は非課税にしても、食料品支出の多い高所得者の税負担の方がより多く軽減されるからからである。

しかしそれでも、大衆心理面で、食料品軽減措置の効果はあるだろう。主食のお米を食パン等に限定した大胆な非課税制度を導入すれば、公平感達成のアナウンス効果効が最も高い。

上述のように、消費税がいかに公平な税制であり、政策立案当局がそれを理解しても、一般国民の納得を得るにはこの先数十年はかかる。これでは遠からず、巨額な政府債務が返済不能のデフォルト状態に陥ってしまう。それなら、政府債務が膨張して債務不履行に陥る前に、すぐに国民が納得できる増税方策を立案すべきである。

一般国民は、消費生活等を通じて消費税を受け入れつつある。活動的な若い世代ほど、消費税の必要性や公平性について肌で感じている。従来の「再分配イデオロギー<sup>19</sup>」に基づく所得税中心主義は、影響力が減退している。

そもそも、消費税には最初から何一つ不公平な点はないのだから、現行の単一税率の消費税を増税することに何の問題もない。しかしその施策態度を続けると、こじれにこじれて誤解された「消費税の不公平問題」を解決して、大胆な増税に向けて国民を納得させることはできない。

### 【国民の公平感に合わせた「食料品」軽減、主食に非課税】

増税政策を実行するには、国民の合意形成が必要である。仮に国民が、食料品「軽減税率制度」又は「非課税制度」導入付の増税に納得するなら、一般国民の公平感に寄り添うのも、効果的な政策手段となる。

EU諸国では、単一税率を採用するデンマーク以外では、食料品課税に軽減措置を導入してい

る。国によって様々だが、新聞や出版物等の「公共財」に対しても、税率を軽減している。EU並みの食料品軽減税制度を導入すれば、容易に野党の批判をかわすことができる。ここまで増税問題がこじれて政府の累積債務が膨張した日本では、将来の20～30%への税率アップに向けて、大胆に「必需的食料品非課税制度」を取り入れる方策も有力である。■

#### 《注》

- 1 財務省「消費税の使途に関する資料」
- 2 2000年以降だけを見ても(1)2009年9月には、民主党・鳩山由紀夫代表が、「消費税は4年間増税しない」という民主党マニフェストを示して、総選挙で圧勝して政権交代を実現した。(2)2010年6月には、同民主党・菅直人首相が、参院選挙前に「消費税10%」を打ち出し、選挙に惨敗した。2012年6月には、消費税率を2014年に8%、15年に10%に引き上げる法案を提出した。同年8月10日、参院本会議で可決成立した。(参考:nippon/.com シリーズJapan Data「消費税『導入』と『増税』の歴史」による)
- 3 櫻井良治著『消費税ほど公平な税はない』文真堂、2013年1月、53～75ページ。
- 4 2014年4月には、自民党・安倍晋三政権が、消費税率を8%に引き上げた。しかし、(1)2014年11月には、「2015年10月に10%に引き上げ」を「2017年4月」に1年半延期した。(2)さらに、2016年6月には、「2017年4月」の税率引き上げを2年半延期した。(参考:nippon/.com シリーズJapan Data「消費税『導入』と『増税』の歴史」による)
- 5 一概に「税の公平」といっても、様々な要素が含まれる。「水平的公平」は、「事業者や高所得者等、誰もが特権的な脱税をしないで平等に支払うことを意味する。他方、「垂直的公平」は、「所得や財産の多い人や企業が多く支払うこと」を意味する。所得税では、「垂直的公平」は達成されやすいが、「水平的公平」は達成されにくい。他方消費税では、逆になると言われる。そこで税制は多様な長所と短所を持つ税がミックスすべきとされる。
- 6 国税庁所轄の大学院学位取得による税理士試験免除法制度で、平成14年3月以前には法律学分野の「税法」と並んで経済学分野の「財政学」が排除されて税法分野に限定された。税理論と徴税への経済学研究の貢献度を認めない典型事例である。(これ以降は、経済学上の論文を「税法」への造詣の深さで判断するという無理な手法が取られている。)
- 7 税法上、消費税の納税義務者は「事業者」と定められている。納税者は、流通の各段階で利益をあげる製造—卸—小売の各事業者である。「前転」

の場合、納税義務者が税を負担した後、税額は、製造⇒卸⇒小売⇒消費者の順に税負担額が移動すると考えられている。その逆に大規模小売業者が、仕入れに際して、納税額を零細な製造業者に移転することを「後転」という。実際に誰が最終負担者となるかは、経済学の研究課題である。転嫁が進むと、最終的な負担の全ては消費者に「帰着」と言われる。実際の負担者は商品の需給関係の強さや販売戦略等で異なる。(最終負担者と負担額は計算しても検証不可能と思われる。)

- 8 「機会費用」。人はいつも、限られた時間を何に使うか、選択して行動している。Aという行動を選択すれば、Bという行動ができない。この場合、Aの行動を行ったときに失われるBの行動から得られる利益を「機会費用」という。たとえば、買い物に時間を費やすと、その分の仕事の時間が失われる。買い物に費やす時間が同じ1時間なら、低賃金のパート労働者の失うコストは800円程度、それに対して高所得者の失う費用は無限度に大きくなる。
- 9 「逆進性」事例：会社の食事会で低所得の平社員が2,000円を負担したとする。他方、高所得の会社役員が2倍の4,000円を支払ったとする。平社員の平均給与が500万円、会社役員のそれが2,000万円とすれば、給与格差は4倍となる。この場合、給与格差4倍に対する食事会の会費の格差は2倍に過ぎないから、2倍の「逆進性」が発生する。この場合の「逆進性」問題は、会費等の負担格差が所得格差以下であれば、必ず発生するという程度の問題に過ぎない。この場合、誰が上司を批判するだろうか。
- 10 (1) 事例：100円ショップで正規販売した場合  
 [本体価格100円＋消費税8円＝]で販売するのが原則(現行8%税率を仮定)  
 ※事業者の納税額を最終的には消費者が負担したと見なされる。  
 (2) 事例：消費税還元セール  
 消費税抜きの100円で販売 ⇒ 消費者は既定の消費税額を全く負担しない。  
 [本体価格A＋消費税額X＝100円]  
 (それでも、事業者には納税義務がある)  

$$\text{消費税額 } X = \text{本体価格 } 100 \text{円} \times (8 / 108) = \text{約 } 7.4 \text{円}$$
 そうすると、[本体価格100円＝92.6円＋税7.4円と分解される。]  
 税法上の消費税納税額 7.4円 ⇒ 販売業者が消費税額を負担する。「新たな税」7.4円を消費者が負担すると見なすこともできる。  
 ※消費者は正規価格100円を超える部分の規定の「消費税額8円」を負担しない。
- 11 1979年1月には、大平正芳首相が財政再建のため、「一般消費税」を閣議決定した。1987年2月には、中曽根康弘首相が、「売上税」法案を国会に提出したが、国民的な反対に遭い、同年5月に廃案となる。1988年12月に竹下登首相は、バブル

景気絶頂期に、消費税法を成立させた。1989年4月には、税率3%の消費税法を施行した。バブル期の豊富な税収による「ふるさと創生1億円事業」などを地方財源に組み込んで、承諾させた。しかし、その後リクルート事件などの影響もあり、辞任を余儀なくされた。1994年2月には、細川護熙首相が、消費税を廃止し、税率7%の「国民福祉税」の構想を発表したが、連立政権内の足並みの乱れを背景として、唐突の深夜の発表が国民の不信感を招いて、発表翌日に撤回して、内閣の信用を完全に失った。(参考資料：nippon/.com シリーズ Japan Data「消費税『導入』と『増税』の歴史」)

- 12 [社会保障による「ジニ係数」改善度は高い] 櫻井良治著『消費税ほど公平な税はない』文真堂、2013年1月、159～162。
- 13 「再分配イデオロギー」「分配の平等」を目標とする社会主義思想を理念とする諸政党が依拠した政策である。「再分配」を実施する手段として、相続税等の資産課税強化による資産の再分配と並んで所得税や法人税等の所得課税強化による所得の再分配を推進する、戦後日本に特有の思想である。
- 14 財務省資料「所得税の税率の推移(イメージ)」
- 15 厚生労働省資料『平成20年度所得再分配調査の結果』には、ジニ係数の改善度で見た所得格差の是正が示されている。(ジニ係数は低いほど、所得格差は小さい。)2008(平成20)年度の当初所得の格差は0.5318であった。それに対して、政府の再分配後の格差は0.3758となり、再分配による改善度は29.3であった。その内訳は、「社会保障による改善度」26.6に対して、「税による改善度」3.7に過ぎなかった。しかも「社会保障による改善度」は1996(平成8)年の15.2から2008(平成20)年度の26.6へと大きく向上しているのに対して、「税による改善度」は、ほとんど向上していない。
- 16 櫻井良治著『消費税ほど公平な税はない』文真堂、2013年1月、196～220ページ。
- 17 櫻井良治著『消費税は「弱者」にやさしい』言視社 2011年11月、195～200ページ。
- 18 櫻井良治著『消費税ほど公平な税はない』文真堂、2013年1月、116～134ページ。
- 19 櫻井良治著『消費税は「弱者」にやさしい』言視社 2011年11月、4ページ。

#### 【参考図書】

(税制全体における消費税の公平性や高齢化社会の社会保障経費の増大に対応した消費税の増税の展望等の課題の詳細は、紙幅の制約上詳細を省略した。以下の二冊の書物に体系的に記述しているので、興味があれば参照されたい。)

- 櫻井良治著『消費税は「弱者」にやさしい』言視社 2011年11月  
 櫻井良治著『消費税ほど公平な税はない』文真堂、2013年1月